

## 上関町結婚祝金支給要綱

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、結婚を祝福し、結婚した夫婦及びパートナー(以下「夫婦」という。)の新しい生活を応援するとともに、その移住及び定住を促進することにより本町の活性化及び少子化対策の推進に寄与するため上関町結婚祝金(以下「祝金」という。)を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (支給対象者)

第 2 条 祝金の支給対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 婚姻届を提出し、受理された日から 1 年以内に申請する者。
- (2) 申請時点において夫婦いずれもが本町の住民基本台帳に同一世帯として記録され、現に本町に居住し、婚姻後も引き続き 5 年以上居住する意思を有する者。ただし、単身赴任等により一時的に転居する場合は、この限りでない。
- (3) 夫婦双方に町税等の滞納がない者。
- (4) 前 2 号の納付情報及び住民情報を調査することに同意できること。
- (5) 夫婦いずれか一方が過去において、この要綱に基づいて祝金の支給を受けたことのない者であること。ただし、過去に支給を受けた者であっても、2 回目については、次条第 1 項 1 号の基本額の半額を支給するものとし、3 回目以降は、支給できないものとする。
- (6) 夫婦及び同居の世帯全員が、上関町暴力団排除条例(平成 23 年条例第 13 号)第 2 条 2 号に規定する暴力団員でないこと。

### (支給金額)

第 3 条 祝金の支給額は、次のとおりとする。

- (1) 基本額 10 万円
- (2) 加算額 上関町が実施するマッチングイベントを通じて成婚した場合は、さらに 10 万円を加算する

### (支給申請)

第 4 条 祝金の支給を受けようとする者は(以下「申請者」という。)、上関町結婚祝金支給申請書(様式第 1 号)により、次の必要書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 婚姻日等が確認できる公的書類(戸籍謄本又は婚姻届受理証明書等)の写し
- (2) 誓約書(様式第 2 号)
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請書の提出は、第2条第1号の期間内に行わなければならない。

(支給決定及び通知)

第5条 町長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査の上、祝金の支給の可否を決定し、上関町結婚祝金支給（不支給）決定兼通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(請求)

第6条 町長は、前条の規定により支給を決定したときは、速やかに祝金を申請者に支給するものとする。

(支給決定の取消及び返還命令)

第7条 支給を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、町長は祝金の全部又は一部の支給決定を取り消し、上関町結婚祝金支給決定取消通知兼返還請求書（様式第4号）により、申請者に請求するものとする。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請その他不正な行為によって祝金の支給を受けたとき。

イ 支給を受けた日から3年未満に他の市町村に転出したとき。

(2) 半額の返還

支給を受けた日から3年以上5年未満に他の市町村に転出したとき。

2 町長は、前各号のいずれかに該当するもので、やむを得ない特別な事情がある場合は、当該祝金の返還を免除することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に婚姻等をした者について適用する。